○法務省告示第百十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表山内鉄筋工業の項中「山内鉄筋工業」を「株式会社山内鉄筋工業」に改め、同表に次のように加える。

株式会社稲見工業	防水施工
有限会社其輪板金工業所	防水施工

○法務省告示第百十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号イの表町田機工株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

沖阪産業株式会社	溶接
株式会社太名嘉組	型枠施工

第二号ハの表株式会社エヌボシ・ノムラの項中「北海道函館市旭町十二番二十号」を「北海道函館市金堀町七番十七号」に改め、同表に次のように加える。

株式会社大向興業	工場板金
有限会社黒沼建設	とび
町田機工株式会社	塗装

○法務省告示第百十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年七月十二日法務省告示第三百四十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表須田泰嗣の項中「須田泰嗣」を「株式会社須田園芸」に「群馬県伊勢崎市田部井町二丁目千二百二十二」を「群馬県伊勢崎市東町二千二百八十六番地一」に改める。

○法務省告示第百十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月五日法務省告示第三百九十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十五日　法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社山田製作所	機械加工
大阪府大阪市天王寺区城南寺町二番三十号	

沖縄県那覇市港町三丁目五番一号	溶接
沖縄県浦添市大平二丁目一番一号	型枠施工

栃木県宇都宮市駒生町三千三百十七番地四	防水施工
岡山県岡山市北区今三丁目二十二番二十八号	防水施工

埼玉県深谷市折之口九百七十一番地	工場板金
東京都足立区南花畑二丁目三十九番五号	とび
沖縄県中頭郡中城村字久場千九百九十一番地	塗装

○外務省告示第四十五号

平成二十七年二月二十三日及び同月二十四日にダブリンで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定の適用に関する次の口上書の交換がアイルランド政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日　外務大臣　岸田　文雄

（在アイルランド日本国大使館からアイルランド外務貿易省宛ての口上書）

（訳文）

No.13－DE－15

口上書

在アイルランド日本国大使館は、アイルランド外務貿易省に敬意を表するとともに、二千十年十二月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国政府とアイルランド政府との間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在アイルランド日本国大使館は、日本国政府に代わって、アイルランド外務貿易省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。

在アイルランド日本国大使館は、更に、アイルランド外務貿易省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とアイルランド政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第二条2(b)から(e)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条2(b)の厚生年金保険に統一される。同日以後、協定の「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第十五条2及び第十六条4の規定が適用される状況は、存在しない。

2　協定第十四条1の規定の適用上、日本国の法律の改正による各共済年金の職域加算年金の廃止を踏まえ、二千十五年十月一日以後、「各共済年金の職域加算年金」は、日本国の法律の改正前の日本国の法令による各共済年金の職域加算年金であって、同日以後経過措置として支給されるものを意味する。

3　協定は、退職等年金給付及び退職等年金給付に加えて又はこれに代わって二千十五年十月一日以後に導入される年金給付であって、退職等年金給付と同一であるもの又は実質的に類似するものについては、適用しない。

在アイルランド日本国大使館は、更に、アイルランド外務貿易省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用に関する前記の理解を確認することを求める光栄を有する。

在アイルランド日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてアイルランド外務貿易省に向かって敬意を表する。

二千十五年二月二十三日にダブリンで

（アイルランド外務貿易省から在アイルランド日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.136／15

口上書

アイルランド外務貿易省は、在アイルランド日本国大使館に敬意を表するとともに、二千十年十二月一日に効力を生じた社会保障に関するアイルランド政府と日本国政府との間の協定に関する二千十五年二月二十三日付け口上書第13－DE－15号に言及するとともに、同口上書によって通知された二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する日本国の法律の改正の詳細について、アイルランド政府が理解することを確認する光栄を有する。

（中略）

アイルランド外務貿易省は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて在アイルランド日本国大使館に向かって敬意を表する。

二千十五年二月二十四日にダブリンで

○外務省告示第四十六号

平成二十七年四月十三日及び同年五月十一日にマドリードで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とスペインとの間の協定の適用に関する次の口上書の交換がスペイン政府との間で行われた。

平成二十八年二月二十五日

外務大臣　岸田　文雄